

医療的ケアが必要な児童の入所までの流れ

(翌年度4月1日入所の場合)

	こども施設課	保護者	保育施設	医療機関
4月		<p>①相談日の日程調整 電話またはFAX等で相談希望の旨をご連絡ください。 相談日程の調整、必要書類の案内等を行います</p>		<p>主治医意見書の作成 入所を希望する児童について、保育所等での生活が可能か等、主治医意見書に記載していただきます。</p> <p>こども施設課等への情報提供 こども施設課等から入所を希望する児童について問い合わせがあった場合、必要な情報を提供していただきます。</p>
5月		<p>②来所相談・主治医意見書等の提出 前橋市保健センター窓口において、主治医意見書の内容等をもとにこども施設課職員が、お子様に必要な医療的ケアの内容や配慮事項を確認し、保育所等に関する情報提供、入所決定までの流れの説明等を行います。 相談内容を踏まえ、入所を希望する保育施設（複数可）を検討します。</p>		
6月		<p>③見学先・日程の調整 こども施設課から保護者が入所を希望する保育所等へ連絡を取り、見学や相談が可能か確認します。 保育所等は、見学や相談が対応可能か判断し、こども施設課へ回答します。 こども施設課は見学や相談が可能と回答した保育所等の情報を保護者へ提供し、保護者が希望する保育所等へ見学等を予約します。</p>		
7月		<p>④施設見学 入所を希望している児童と一緒に保育所等を見学します。 受入れ環境が整っているか、受入れのためにどのような調整が必要か等、主治医意見書の内容も踏まえ、受入の可否について、保育所等職員、こども施設課職員、保護者で確認します。</p>		
8月		<p>⑤受入れ可能性の報告 保育所等は、受入れの可能性についてこども施設課へ報告します（見学後2週間を目安に）。 こども施設課は、保育所等から報告された受入れ可能性について保護者へ報告します。</p>		
8月		<p>⑥入所の申し込みの検討 保育所等の見学と受入れ可能性の結果を踏まえて、どの施設に申し込むかをご検討ください。</p>		
9月		<p>⑦入所の申し込み 入所申し込みの一次募集期間に、手続きに必要な書類をご提出ください。</p>		
10月				
11月		<p>⑧入所の選考 提出された書類により、入所の選考を行います。</p>		
12月		<p>⑨結果通知の送付 12月下旬に結果通知を自宅へ郵送します。</p>		
1月	<p>⑩ケース会議の実施 必要に応じ、主治医、保護者、保育所等関係者、こども施設課担当者、その他関係機関で集団保育開始に向けたケース会議を行います。</p>			
2月				<p>医療的ケア指示書の作成</p>
3月		<p>⑪保育施設との面談、体験保育等の実施 4月の入所に向けて、保育施設で面談や体験保育（保護者同伴）を行い、スムーズに保育施設での生活をスタートできるよう、準備・調整を行います。</p>		

※上記は基本の流れであり、児童や保育所等の状況により異なる場合があります。